

○東京経済大学大学院学籍取扱規程

2004年4月1日

制定

改正 2006年10月1日

2009年4月1日

2015年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則に基づき学籍の取扱について定める。

(学籍番号の付与)

第2条 入学（再入学及び転入学を含む。）を許可した学生に、学籍番号を付与する。

(学生証の発行)

第3条 入学手続を完了した学生に、学生証を発行する。

(学籍の管理)

第4条 学籍の管理は、学籍簿によって行う。

2 学籍簿には、在籍期間中に生じた学籍異動（休学、復学、停学、退学、再入学、除籍等）に関する記録を記載する。

(在籍期間)

第5条 在籍期間とは、本学に学生が学籍を有した期間をいう。

2 在籍期間は、修士課程においては6年、博士後期課程においては9年を限度とする。

(在学期間)

第6条 在学期間とは、学生が履修登録をし、かつ学費を納付した期間をいう。ただし、学生が履修登録をしない場合は、休学扱とし第8条の規定を準用する。

2 修士課程の在学期間は、4年を限度とする。ただし、シニア大学院生において3年又は4年を修業年限とする場合の在学期間は、それぞれ5年又は6年とする。

3 博士後期課程の在学期間は、6年を限度とする。

(休学及び休学中の扱い)

第7条 休学を願い出る者は、所定の「休学届」を提出し、許可を受けなければならない。

2 休学を願い出ることのできる期限は、原則として次のとおりとする。

(1) 第一学期及び通年 5月末日

(2) 第二学期 11月15日

3 第1項により休学を許可したときは、「休学許可通知書」を送付する。

4 休学中の学生から諸証明書の発行申請がある場合は、これを発行する。

5 通年休学を許可された者が、第一学期中に、その事由の消滅により第二学期の復学を願い出した場合は、これを許可することがある。

(休学者の在籍期間及び在学期間)

第8条 休学者の休学期間は、在籍期間に算入する。ただし、在学期間には算入しない。

(停学者の在学期間)

第9条 停学者の停学期間は、在学期間に算入する。ただし、停学期間が同一年度内に通算して3ヵ月以上ある場合は、在学期間に算入しない。

(願い出による退学)

第10条 退学を願い出る者は、所定の「退学届」を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項により退学を許可したときは、「退学許可通知書」を送付する。

3 第1項による退学者の在籍期間は、「退学届」の決裁日までとする。

(学費未納による退学)

第11条 第12条に定める学費未納による退学の基準日までに、学費を納付しない者は退学せらる。

2 前項による退学の決定は、学長が行う。

3 第1項による退学者の在籍期間は、退学の基準日までとする。

(学費未納による退学の基準日)

第12条 学費未納による退学の基準日は、次のとおりとする。

(1) 第一納期 8月末日

(2) 第二納期 2月末日

(学費未納による退学の予告)

第13条 大学院学費取扱規程第7条による督促にもかかわらず、所定の学費を納付しないときは、退学の基準日の4週間前までに、保証人及び学生に「退学予告通知書」を書留郵便で送付する。

(学費未納による退学の通知)

第14条 第11条による退学が決定したときは、保証人及び学生に「退学通知書」を書留郵便で送付する。

(学費未納による退学の取消)

第15条 第11条による退学者が、第16条に定める退学の取消期限までに学費を納付し、かつ退学取消願を提出した場合は退学を取り消すことができる。

2 前項による取り消しは、学長に報告されるものとする。

3 第1項により退学を取り消したときは、「退学取消通知書」を送付する。

(学費未納による退学の取消期限)

第16条 学費未納による退学取消の期限は、次のとおりとする。

(1) 第一納期 9月15日

(2) 第二納期 3月末日

(懲戒による退学)

第17条 懲戒による退学は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

- 2 前項により退学を命じたときは、保証人及び学生に「退学通知書」を書留郵便で送付する。
- 3 第1項による退学者の在籍期間は、退学を決定した大学院委員会の日までとする。

(死亡による除籍)

第18条 死亡による除籍は、その届け出により学長が行う。

- 2 前項による除籍者の在籍期間は、死亡した日までとする。

(行方不明による除籍)

第19条 行方不明による除籍は、その届け出により学長が行う。

- 2 前項による除籍者の在籍期間は、学長の決裁日までとする。

(行方不明による除籍の取消)

第20条 前条による除籍者が除籍取消願を提出した場合は、除籍を取り消すことができる。

- 2 前項による取消は、学長に報告されるものとする。
- 3 除籍を取消す日は、学長に報告された日とし、除籍中の期間は原則として在籍期間に算入する。

(再入学)

第21条 再入学を願い出る者は、再入学を希望する日の2ヵ月前までに所定の「再入学願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項により再入学を許可したときは、「再入学許可通知書」を送付する。

(学籍異動の報告)

第22条 各年度の学籍異動については、当該研究科委員会において適宜報告されるものとする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2006年（平成18年）10月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。